

答申書

令和 6 年 1 月 19 日

鳥取市下水道等事業運営審議会

目次

はじめに	1
1 下水道等使用料について	2
(1) 使用料対象経費	2
(2) 使用料算定期間	2
(3) 下水道等使用料	2
(4) その他	2
2 付帯意見	3
(1) 経営健全化のさらなる推進について	3
(2) 財務状況の理解を深めるための積極的な広報活動について	3
おわりに	4
審議経過	5
鳥取市下水道等事業運営審議会委員名簿	6
<参考>使用料単価表	7

はじめに

下水道は、汚水の排除による生活環境の改善はもとより、自然環境の保護、雨水の排除による浸水の防除及び河川等公共用水域の水質の保全等多岐にわたる役割を担っており、市民が健康で快適に暮らしていくために不可欠な社会基盤である。

近年では、局地的集中豪雨の頻発等これまで経験したことのない規模の災害に対する備えに加え、地球温暖化への対策も急務となっているなど、下水道機能の維持・充実は一層重要となっている。

経営面においては、平成24年度に県下で初めて公営企業会計に移行とともに、管渠施設も含めた下水道等施設の維持管理に包括的民間管理委託制度を導入し、経営状況の明確化や人件費をはじめとする維持管理費の抑制に努めてきた。

しかし、近年、人口減少や節水対策の向上、企業等の大口使用者の事業撤退等による排水需要の低下に伴い使用料収入は減少傾向にある一方で、下水道等施設の老朽化に伴う更新経費や労務単価・光熱水費等の高騰に伴う維持管理費などが増加傾向にあり、下水道等事業を取り巻く状況は、今後も厳しさを増すものと考えられる。

こうした状況の中、本審議会に対し、鳥取市長より令和6年7月25日付けて「下水道等使用料について」の諮問があり、下水道等使用料のあるべき姿について意見を求められたことから、本審議会では、使用料収入と使用料対象経費など、今後の下水道等財政の見通しを踏まえながら、使用料の算定期間や改定の要否について審議を行った。

1 下水道等使用料について

(1) 使用料対象経費

下水道等使用料は、下水道等事業の管理運営に係る経費のうち、雨水排除費を除いた私費として負担すべき経費（汚水の処理に係る経費）を回収するために使用者から徴収するものであることから、次のうちの私費負担分（汚水分）を使用料対象経費とすることが適当である。

- ア 維持管理費 … 管渠費、ポンプ場費、処理場費、業務費、総係費等
- イ 資本費 … 減価償却費、資産減耗費、企業債等支払利息

(2) 使用料算定期間

下水道等使用料は、日常生活に密着した公共料金としての性格があるため、できるだけ安定性を保つことが望まれる反面、あまりに長期にわたる期間設定は、予測の確実性を失うおそれがある。

このたびの使用料算定期間の審議では、令和9年度の経費回収率が100%を若干下回るため、算定期間を令和7年度から令和8年度までの2年間とする選択肢も考えられたが、令和7年度から令和9年度までの3年間の経費回収率の平均については100%を維持できると予測されること、また令和9年度の内部留保資金も概ね20億円確保できる見通しであることなどから、これまで通り3年間とし、令和7年度から令和9年度までとする。

(3) 下水道等使用料

受益者負担の原則に立てば、汚水処理に係る経費は使用者からその全てを回収すべきであり、算定期間中は各年度において、常に経費回収率が100%を超えるよう下水道等使用料を設定することが望ましいが、令和7年度から令和9年度までの3年間の経費回収率の平均が100%を超えていていること、また、昨今の物価高騰の影響で家計が圧迫されていることを考慮すると、このたびは現行の使用料のまま据え置くことが適当である。

(4) その他

社会経済情勢の急迫かつ不測の変化により、本答申の内容をそのまま適用することについて著しく妥当性を欠くと判断される場合には、本審議会へ速やかに報告し、改めての審議を可能とする適切な情報提供に努めること。

2 付帯意見

(1) 経営健全化のさらなる推進について

①経費削減のための不断の努力

下水道等使用料を現状のまま維持した場合、令和9年度以降、経費回収率が100%を下回る見通しが示されたが、今後、人口減少社会が進む中、使用料改定の議論を進めていくには、不断の経費削減といった企業努力が図られていることが求められる。

については、今後も接続勧奨の徹底や徴収率の向上に加え、施設規模の最適化やカーボンニュートラルの推進、DXの加速による業務の効率化などに努めることで新たな経費削減を図り、財政の健全化を達成されたい。

②基本使用料、従量使用料負担区分の見直し

これまでの調査により、従量使用料負担区分ごとの料金設定を見直す余地があると示され、その必要性が認識されていることから、次期使用料を改定する際には、基本使用料、従量使用料の区分の見直しも適切に行われたい。

(2) 財務状況の理解を深めるための積極的な広報活動について

下水道等使用料の改定は市民生活に大きな影響を与えることであり、このたびは下水道等使用料を据え置くこととしたが、いずれ改定する可能性を鑑みて、常日頃から下水道等事業経営に対する市民の理解を得ることが求められる。

そのため、毎年の広報に当たっては、下水道の役割や仕組み等にとどまらず、鳥取市の下水道等事業の今後の事業計画や収支見通しなども周知し、改定することを決める際に理解と協力が円滑に得られるようにされたい。

おわりに

市民の共有財産である下水道等施設の適正な管理、健全な事業運営の取り組みのためには、下水道に対する市民の理解と協力が不可欠であることから、公共性の高い事業を経営する公営企業として、職員一同今後とも効率的で効果的な開かれた下水道等事業経営に精励していただきたい。

本答申が、鳥取市の下水道等事業のたしかな発展の一助となることを願ってやまない。

審 議 経 過

	開催日時 開催場所	主な審議内容
第1回	令和6年7月25日（木） 午前10時から午後0時まで 鳥取市下水道部庁舎 3階大会議室	(1) 前回の答申内容について (2) 答申付帯意見に係る取組状況について (3) 令和5年度の決算の状況について (4) 使用料収入と使用料対象経費の見込みについて (5) 下水道等使用料の見直しについて
第2回	令和6年10月22日（火） 午後14時から1時間程度 鳥取市下水道部庁舎 3階大会議室	(1) 答申案について

鳥取市下水道等事業運営審議会委員名簿

(敬称略)

	役 職 名	氏 名
会 長	公立鳥取環境大学環境学部環境学科 准教授	戸苅 丈仁
会 長 代 理	鳥取大学工学部社会システム土木系学科 准教授	高部 祐剛
委 員	鳥取県土地改良事業団体連合会 事務局長	宮本 英樹
委 員	鳥取商工会議所 地域・経済振興部次長	佐藤 順
委 員	鳥取いなば農業協同組合 JA鳥取いなば理事	山本 四寿子
委 員	鳥取市自治連合会 副会長	稻田 宗万
委 員	鳥取市連合婦人会 副会長	外山 照野
委 員	鳥取市消費者団体連絡協議会 副会長	民野 千秋
委 員	市民公募	牛尾 柳一郎

任期：令和6年7月1日から令和8年6月30日まで。

〈参考〉使用料単価表

(1ヶ月あたり、円/ m^3 、税抜き)

区分	使用料単価
	基本使用料 956
	従量使用料
一般汚水	0 m^3 を超える $8 m^3$ まで 27
	8 m^3 を超える $20 m^3$ まで 112
	20 m^3 を超える $30 m^3$ まで 166
	30 m^3 を超える $50 m^3$ まで 183
	50 m^3 を超える $100 m^3$ まで 208
	100 m^3 を超える $200 m^3$ まで 221
	200 m^3 を超える $500 m^3$ まで 231
	500 m^3 を超える $1,000 m^3$ まで 255
	1,000 m^3 を超える分 291
特別汚水 (※)	122

(※) 特別汚水とは、一般公衆浴場および公共施設のプールからの排水です。